

○託送料金相当額について

託送料金相当額とは、電気料金に含まれる送電線等の供給設備に関する費用の相当分をいいます。当社の供給設備をご使用いただいている他の小売電気事業者にも、電気ご使用量に応じ等しくご負担いただいております。

○使用済燃料再処理等既発電費相当額について

平成 17 年 10 月に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律」が施行されたことを受け、電気料金を通じてお客さまにご負担いただいているバックエンド事業*に関わる費用（バックエンド費用）の範囲が変更となり、再処理施設の廃止措置にかかわる費用等についてもその対象となりました。

こうした費用のうち、過去の発電に相当する部分（既発電分）につきましては、みなし小売電気事業者（電力会社）から電気を購入されているお客さまのみならず、小売電気事業者から電気を購入されているお客さまも含めて、すべてのお客さまから広く申し受けることになります。

※原子力発電に使用された原子力燃料の処理・処分を行う事業。

<従量制お客さまにおける託送料金相当額および使用済燃料再処理等既発電費相当額>

下図計算式に、1 ヶ月のご使用量を当てはめて計算していただくことで、算出することができます。

電気のご使用量 [] kWh	×	北陸電力エリアにおける低圧託送料金平均単価 8.43 円/ kWh	=	託送料金相当額 [] 円
------------------------	---	--------------------------------------	---	----------------------

※ 託送料金相当額には、法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額（0.06 円/ kWh）を含んでおります。

※ 標記の単価には、消費税等相当額を含んでおります。

<定額制お客さまにおける託送料金相当額および使用済燃料再処理等既発電費相当額>

・定額電灯および公衆街路灯 A の場合

電灯定額接続送電サービス		単位	託送料金 相当額(円)	(再掲) 使用済燃料再処理等 既発電費相当額(円)
電灯 料金	10Wまで	1 灯	31.88	0.23
	10Wをこえ 20Wまで	1 灯	63.76	0.47
	20Wをこえ 40Wまで	1 灯	127.52	0.93
	40Wをこえ 60Wまで	1 灯	191.28	1.40
	60Wをこえ 100Wまで	1 灯	318.79	2.33
	100Wをこえる 100Wまでごとに	1 灯	318.79	2.33
小型 機器 料金	50V Aまで	1 機器	95.22	0.70
	50V Aをこえ 100V Aまで	1 機器	190.45	1.39
	100V Aをこえる 100V Aまでごとに	1 機器	190.45	1.39

・臨時電灯 A および臨時電力の場合

電灯（動力）臨時定額接続送電サービス		単位	託送料金 相当額(円)	(再掲) 使用済燃料再処理等 既発電費相当額(円)
電灯	総容量が 50VA までの場合	1 日	2.83	0.02
	総容量が 50VA をこえ 100 VA までの場合	1 日	5.65	0.04
	総容量が 100VA をこえ 500 VA までの場合 100 VA までごとに	1 日	5.65	0.04
	総容量が 500VA をこえ 1kVA までの場合	1 日	56.52	0.38
	総容量が 1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに	1 日	56.52	0.38
動力	臨時接続送電サービス契約電力 1kW 1日につき	1 日	85.95	0.39

※ 標記の単価には、消費税等相当額を含んでおります。